

令和 8 年 8 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 8 年 8 月 6 日(水) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分

場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14 名

(2)農業委員会委員の出席 13 名

赤坂 雄司 佛願 英男 山本 秀文 南河 武 戸野 寿子 石垣 一郎 大和屋 君子
道幸 誠一 神藤 秀和 野出 良之 宇賀 ヒサヨ 北庄司 博文 古谷 菊子

(3)農業委員会委員の欠席 1 名

新 悟

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 7 名

阪本 寿和 米谷 協 森朝 浩之 川上 幸男 日根野谷 晃 山下 友文 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 0 名

3 議事説明員

局長 田中 準二 次長 山本 建志 係長 井上 亮 主任 高橋 吉郎

4 議案

報告 第 9 号 農地法第 5 条第1項第6号の規定による農地転用の届出(賃借権設定)について

報告第 10 号 農地法第 5 条第1項第6号の規定による農地転用の届出(所有権移転)について

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請 (使用貸借権)について

可決

議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

まずは先週起きた熊本県の震災について犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧復興を希望するところでございます。今日は長丁場になりますので、会議の方は例年通りではございますが、公平公正に審議し粛々と進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、只今より、8 月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員 13 名、推進委員7名中 出席委員 7 名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、1 番:佛願委員、2 番:山本委員のご両名にお願いします。 それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

議 長

では、日程第 1 報告第 9 号 農地法第 5 条第1項第6号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

議 長

では、日程第 2 報告第 10 号 農地法第 5 条第1項第6号の規定による農地転用の届出(所有権移転)について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

議 長

続いて、日程第 3 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請（使用貸借権）について 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請（使用貸借権）についてご説明させていただきます。

本件の位置等については 別紙議案資料 1～5 ページをご覧ください。

被設定人は、建設業を営む法人で、請負工事に伴う露天資材置場が不足しているため、令和 4 年 5 月 20 日より、一時転用として 4 年間の期限で露天資材置場を整備するものでしたが、工期延長による一時転用の継続についてご審議をいただきます。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから農地法第 5 条第 2 項第 2 号の規定により第 2 種農地と判断されます。

今回は、建築資材だけでなく、橋の点検用の階段や通路の部材等も保管するため、工事現場に近接した広い面積の土地が必要となります。

代替性は、①事業目的、②事業面積（開発面積）、③立地場所等について検討しましたが、工事現場に近接し約 7000 ㎡の広い土地は、当該申請地以外になく、現場近くで、盗難の心配がなく部材の管理ができる安全な場所が必要なことから、代替性はないと判断しております。

また一時転用の取扱いとして、農地法第 5 条第 2 項第 7 号により、「その利用後にその土地が耕作目的に供されることが確実かについては、●●●●●●●●発注の工事に関する資材置場に利用することから、利用後は農地に回復するものと判断しております。

本件については、令和 4 年 4 月 19 日付で、本許可申請があり、同年 5 月 20 日から 4 年間の一時転用として、ご承認いただいておりますが、工期が延長されたことによる、一時転用の再申請となります。

なお、本来ならば原則であります、許可期限内に期間延長申請を提出すべきところではありますが、事業者が延長申請を失念していたことによる、本年 5 月 20 日からの一時転用の再申請となります。

この、許可期限内に延長申請していなかったことについては、別紙顚末書に記載のとおり、手続き担当者の認識不足によるもので、今後の対応としては、手続き担当者だけではなく、事務所全職員が把握できるような体制を取ることです。

本市事務局としても、本件のような中長期的な一時転用については、事業者との定期的な進捗等の面談を実施することで、防ぐように心がけたいと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は説明どおり決定し、大阪府農業会議に諮問いたします。

続いて、日程第 4 議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

議案第 18 号の番号 1 の位置については 別紙議案資料 6、7 ページをご覧ください。

番号 1

設定人 泉佐野市上町●丁目●番●●号 ●● ●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番地 ●● ●●

設定する土地は 長滝●●●●番●●、日根野●●●●番

地目は田です。面積●●●㎡、●●●●㎡です。

期間は R8 年 10 月1日～R13 年 9 月30 日の 5 年です。使用貸借権です。

番号 2 の位置については 別紙議案資料 8 ページをご覧ください。

番号2

設定人 泉佐野市上町●丁目●番●●号 ●● ●●

被設定人 泉佐野市日根野●●●●番●号 ●● ●●

設定する土地は 長滝●●●●番●●

地目は田、面積●●●m²

期間は R8 年 10 月1日～R13 年 9 月30 日の 5 年です。使用貸借権です。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議 長

本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、8 月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日